

ヲ除ク七名ノ復職ヲ認メ曩ニ提出シタル要求ノ一部
分ヲ容認スルコト、シテ無事解決シタリ
右及申(通)報候也

別記(一) 通知状

党ヲ組ミ罷業ノ舉ニ出テラレタルハ小職ノ甚ダ遺憾トスル所ナルモ其ノ本心ニア
ラサルヲ認ム
若シ荏苒日ヲ過サハ遂ニ處分ノ止ムナキニ至ルヘシ
速ニ業ニ復セラレン事ヲ望ム

支配人

愛 甲 勇 吉

別記(二) 覚書

殿

- 一、款額條項ニ関スルモノ
- 第一條 第一項ハ相互間ニ研究スルコト
- 第二項承認 第三項要求ノ意思ニ添フヘク努カス
- 第二條 承認
- 第三條 承認

- 第一項 研究スルコト
- 第二項 近ク規定ヲ設クヘシ
- 第三項 考慮ス